

## 予納金の廃止について

## 1. 予納金制度

予納金とは、水道料金の保証金的な性格を有するもので、城陽市給水条例第 33 条第 1 項に基づき、管理者が定める料金 1 期分相当額を水道の開栓時に使用者から預かっているもの。

転宅等で水道を閉栓する際、最後に請求する水道料金に予納金を充当しており、充当後に予納金の残金がある場合は、使用者に還付している。

## 《参考》

## 城陽市給水条例

## (予納金)

- 第 33 条 水道の使用を開始しようとする者は、[第 20 条第 1 項第 1 号](#)に規定する給水装置の使用の開始の届出のときに管理者が定める料金 1 期分相当額を予納金として納付しなければならない。ただし、官公署、公立の学校、病院、短期間のみ水道を使用する予定のものその他管理者が予納金の納付の必要がないと認めるものについては、この限りでない。
- [前項本文](#)の場合において、メーターの口径に変更が生じたことにより、予納金の額が変更となったときは、管理者は、その差額を追徴し、又は還付するものとする。
  - 水道の使用を中止し、又は廃止したときの料金は、[第 1 項本文](#)の規定により納付された予納金により清算する。
  - 予納金には利子を付さない。

## 城陽市給水条例施行規程

## (予納金)

第 13 条 [条例第 33 条](#)に規定する料金 1 期分相当額は、[次の表](#)のとおりとする。

メーターの口径	一般用	工事用
13mm	6,000 円	70,000 円
20mm		
25mm		
40mm	23,000 円	170,000 円
50mm	47,000 円	
75mm	125,000 円	
100mm	241,000 円	
150mm	664,000 円	
200mm	1,257,000 円	

※申込の時期によって金額が異なる。

## 2. 予納金の状況

その他流動負債 167,411,425 円（令和 4 年度末時点）

## 3. 予納金制度の廃止内容

### ①廃止内容

一般用・工事用ともに廃止する。（令和 6 年 8 月 1 日予定）

### ②予納金廃止によって具体的に市民にどのような影響があるか

一般用については、開栓時に予納金を納付する必要がなくなるほか、事前に窓口に来ることなく受付が可能となることから、使用者の利便性が向上する。（遠方からの転入者や営業時間内に来所できない方も申込が可能となる）

工事用については、引き続き窓口での手続は必要となるものの、予納金の納付が不要となることで、使用者の利便性が向上する。

### ③予納金廃止によって経営的に水道事業の経営にどのような影響があるか

資金の流出が発生し、現金預金の残高が減ることとなる。

## 4. 必要な手続き

- ・城陽市給水条例（令和 6 年 3 月議会）
- ・城陽市給水条例施行規程の改正（令和 6 年 4 月以降）
- ・ホームページ・広報じょうようにて周知（令和 6 年 4 月以降）
- ・予納金還付対象者への通知（令和 6 年 4 月以降）
- ・予納金の還付手続

## 5. 他団体の状況

	一般用	工事(臨時)用	備考
宇治市	廃止	廃止	一般用も工事(臨時)用も平成26年4月に廃止。
八幡市	廃止	廃止	一般用はかなり以前に廃止。工事(臨時)用は令和5年3月に廃止。
京田辺市	なし	あり	工事(臨時)用の前納金制度はあるが、特定の大規模開発のみ運用している。(年1~2件程度)
久御山町	なし		
木津川市	なし	あり(運用なし)	工事(臨時)用の前納金制度はあるが実施していない。
長岡京市	廃止	あり(運用なし)	一般用は平成18年4月に廃止。工事(臨時)用の前納金制度はあるが実施していない。
向日市	廃止		令和3年4月に廃止。

※平成 19 年 4 月 亀岡市廃止 平成 20 年 7 月 京都市廃止 平成 28 年 4 月 綾部市廃止

## 6. 時効の考え方

使用者との連絡がつかない等の理由で還付不能となった予納金については、民法の規定により還付事由が生じた日から 10 年で消滅時効を迎える。